

◎議 事 日 程（第 5 号）

令和 3 年 6 月 22 日（火曜日）午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 常任委員長報告
- 日程第 2 承認第 1 号 専決処分事項の承認について（愛西市税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第 3 承認第 2 号 専決処分事項の承認について（令和 3 年度愛西市一般会計補正予算（第 1 号））
- 日程第 4 議案第 21 号 愛西市企業立地促進条例の全部改正について
- 日程第 5 議案第 22 号 愛西市税条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 23 号 愛西市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 25 号 令和 3 年度愛西市一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 8 議案第 26 号 令和 3 年度愛西市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第 27 号 愛西市手数料条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 28 号 避難所用備蓄品（可搬型蓄電池及び太陽光パネル）購入契約の締結について
- 日程第 11 議案第 29 号 令和 3 年度愛西市一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 12 委員会付託の省略について
- 日程第 13 議案第 27 号 愛西市手数料条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 28 号 避難所用備蓄品（可搬型蓄電池及び太陽光パネル）購入契約の締結について
- 日程第 15 議案第 29 号 令和 3 年度愛西市一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 16 選挙第 4 号 愛西市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第 17 請願第 1 号 議会放映等の拡大と充実を求める請願書
- 日程第 18 総務文教委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第 19 議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第 20 議会広報特別委員会の閉会中の継続審査について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（18名）

1 番	馬 淵 紀 明 君	2 番	石 崎 誠 子 君
3 番	佐 藤 信 男 君	4 番	竹 村 仁 司 君
5 番	高 松 幸 雄 君	6 番	吉 川 三 津 子 君
7 番	原 裕 司 君	8 番	近 藤 武 君
9 番	神 田 康 史 君	10 番	杉 村 義 仁 君

11番 鬼頭勝治君
13番 島田浩君
15番 大宮吉満君
17番 真野和久君

12番 鷺野聡明君
14番 山岡幹雄君
16番 加藤敏彦君
18番 河合克平君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	日永貴章君	副市長	鈴木睦君
教育長	平尾理君	総務部長	近藤幸敏君
企画政策部長	宮川昌和君	産業建設部長	山田哲司君
教育部長	三輪進一郎君	市民協働部長	渡辺弘康君
上下水道部長	山田英穂君	保険福祉部長	小林徹男君
健康子ども部長	清水栄利子君	消防長	伊藤幸司君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	近藤ゆかり	議事課長	大原守人
書記	丸山小百合	書記	猪飼隆善

午前 9 時30分 開議

○議長（島田 浩君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の追加議案について、6月16日水曜日に議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員長より報告をしていただきます。

○議会運営委員長（鷲野聰明君）

議会運営委員会の報告をいたします。

6月16日に議会運営委員会を開催し、追加議案として議案第27号、議案第28号、議案第29号について御協議いただきました結果、本日御審議願うことに決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（島田 浩君）

ただいま議会運営委員長から報告のありました議案を追加いたしました。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

ここで河合議員より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○18番（河合克平君）

先日の議案質疑のときに、請願第2号に関わる質疑の中で、請願権についての記述について、憲法の13条ということでお話をしてしまいました。私の思い違いであるということが後ほど分かりましたので、訂正として、憲法16条に基づき請願権が保障されているということでの訂正をお願いいたします。以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・常任委員長報告（委員長報告・質疑）

○議長（島田 浩君）

日程第1・常任委員長報告を行います。

各常任委員会へ付託しました議案等につきまして、それぞれ御審査をいただきましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果について御報告をお願いいたします。

最初に、総務文教委員長、報告をお願いいたします。

○総務文教委員長（大宮吉満君）

皆さん、おはようございます。総務文教委員会の報告をいたします。

総務文教委員会は、6月15日9時半から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました。お手元に委員会審査報告書の写しを配付してございます。

承認第1号：専決処分事項の承認について（愛西市税条例等の一部を改正する条例）については、質疑もなく、質疑の後、採決の結果、承認第1号は全員賛成で承認することに決定いた

しました。

議案第22号：愛西市税条例の一部改正については、主な質疑で、個人住民税の非課税の範囲等に係る扶養親族の見直しで、なぜ年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限ることになったのかの質問に対し、所得税の改正で国外居住者を外したため年少と控除対象扶養親族に分けたという答弁でありました。

質疑の後、採決の結果、議案第22号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号：令和3年度愛西市一般会計補正予算（第3号）のうち当委員会に付託を受けました部分については、主な質疑で、自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費について、7月1日から申請受付が開始とのことだが、今年度4月1日から6月末までに購入したものは対象となるのかの質問に対しまして、対象となるという答弁でありました。

また、中央図書館の修繕管理委託料について、外壁等をどういう形で直すのかという質問に対して、外壁のタイルの交換、修理と屋上の防水工事を計画しているという答弁でした。

質疑の後、採決の結果、議案第25号のうち当委員会に付託を受けました部分については、全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、請願の審査について報告をいたします。

6月15日の委員会に先立ち6月11日に委員会を開催し、請願の紹介議員の委員会への出席を求めることを決定し、請願第1号については吉川三津子議員、第2号については河合克平議員及び吉川三津子議員に御出席いただき、質疑に対する答弁をいただきました。

請願第1号：議会放映等の拡大と充実を求める請願書については、主な質疑で、請願事項の3項目の要望に関し優先順位はの質問に対し、まずは本会議であり、本会議と委員会は放映しなければならないと思うという答弁でありました。

また、近隣でユーチューブによる会議の配信を実施した市町村ではどの会議まで実施しているのかの質問に対し、全てを把握していないため以前配付した資料を見てほしいが、弥富市については本会議、委員会及び全員協議会まで実施しているという答弁でありました。

質疑の後、反対討論、賛成討論がそれぞれあり、採決の結果、請願第1号については賛成少数で不採択となりました。

次に、請願第2号：「市民の知る権利」である情報公開制度を守るための請願については、主な質疑で、請願の理由の2つ目の情報公開条例に関し、他の自治体では運用マニュアルがどのように整備されているのかの質問に対し、条例の方針や趣旨などについて逐条集で解釈が載っています。ホームページでお調べいただくとよいという答弁でありました。

また、議会の公開が進まないのは、議会基本条例ができたが、それ以外のものができていないのが一因と思うが、その点の認識はの質問に対し、議会基本条例の見直しがされていないため情報公開がいかに必要かが再認識されておらず、現状としてはつくったときより大変遅れてきていると思うという答弁でありました。

質疑終了後、3委員より継続審査を要する旨の意見がありました。主な理由としては、もう少し時間をかけてしっかりと勉強したいこと、運用マニュアルについて、他の自治体のホーム

ページなどを調べる必要性があることなどであります。

これらの意見を受け、採決の結果、請願第2号は賛成多数で継続審査とし、閉会中の継続審査の申出を行うこととなりました。後ほど、この件について御審議願うこととなりますので、よろしくお願いいたします。

以上、総務文教委員会の委員長報告を終わります。

**○議長（島田 浩君）**

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

河合議員。

**○18番（河合克平君）**

では、総務文教委員会の委員長報告に対する質疑をいたします。

特に2点、請願第1号と請願第2号についての質問をいたします。

請願第1号では、反対討論、賛成討論それぞれがあってということで不採択となったという報告がありましたが、反対討論をした議員の名前とその内容をお伺いします。また、賛否の数も併せて教えてください。1号については2点です。

2号について、継続審査を求めるといふ討論が行われる中で、その討論全て、議員の名前と内容を教えてください。また、継続審査というのはどのように行っていくのか、閉会審査なのか9月の委員会での審査なのか、今考えていることがあれば教えてください。

以上2点、細かくは4点ですね、教えてください。

**○総務文教委員長（大宮吉満君）**

今、反対討論は誰かという御意見がございました。高松議員でございます。

反対討論の中身といたしましては、個人的な見解になりますが、この内容については議会の内容であるため、広報特別委員会で協議していくべきものと考えているため反対するという御意見でございました。

それと2番目、これはそれぞれ佐藤委員、馬淵委員、意見がございまして、近隣で市民コーナーを設置し、情報公開しやすい環境整備をしているところがあれば、どこでどのようなものかということと、市民コーナーをみよし市を参考にされたが、市民コーナーとはどのようなもので、南館を特定された理由はとか、そこらのいろいろな質問がありました。だから、皆さん方がもう少し継続して勉強し合ったらどうだろうということも協議されたかと思っております。

請願第1号の内容としては、一応、島田委員、杉村委員、高松委員、佐藤委員、石崎委員、馬淵委員の6名が不採択ということで、請願第1号、第2号も同じでございまして、それぞれ個人名出しましたが、いろいろな協議事項を進めてきた経緯がございます。

それと、継続審査に対しては、今後、今のところは考えておりませんので、これから皆さん方と協議していきたいと思っております。

**○18番（河合克平君）**

では、2回目の質問をさせていただきます。

私も参加をさせていただきましたので、反対討論の内容について、今、個人的な見解で広報特別委員会が行うべきというお話もありましたが、高松議員は、請願は日本国憲法の第16条で定めた国民の権利として国や公共団体に対して文書に行うことができるということは私の中の見解であります。そもそも議会に請願を出すのはおかしいというのが私の考えで変わりません。請願として提出するのではなく、先ほども言いましたが、広報特別委員会に相談して広報特別委員会がしっかりと協議していく、検討するべきではないかという点、また紹介議員は請願書を提出する前に請願者に対して、先ほども言いましたが、広報特別委員会の協議について説明できるのに説明していなかったということ、また当時の私も広報特別委員長としてショックで悲しくて残念でなりません。請願者の方には、紹介議員の行為で反対することになったということは、私も本当に反省、おわび、そして当時の広報特別委員会の委員長として請願者におわびをしたいと思いますという反対討論があったということ、その反対討論の内容がそれでいいかどうかの確認が1点。

そして、2号の継続審査については、佐藤議員から、自治法とか憲法とか出ているのでもう少し勉強しなければならない、また石崎議員から、ホームページを調べる時間が必要、また高松議員からは、憲法の話とか地方自治の法の話も出てきました。分からないことがあるので継続審査にしたいという理由が3人述べられましたが、その内容でいいかどうかの確認が2点目です。

3点目として、今回の反対の内容について、憲法16条で定めた国民の権利としての請願については、議会に請願を出すのはおかしいという個人的見解を述べられていますが、憲法16条は議会への請願を禁止しているのかどうか。また、地方自治法の124条については、紹介議員の紹介をもって請願を提出するということになっておりますが、もし紹介議員が辞任したときには、その請願そのものが無効になるのかについて、基本的な法務の立場、見解でありますので、この内容については議会事務局長のほうから御答弁をいただきたいと思います。お願いします。

#### ○議長（島田 浩君）

河合議員、今の3点目でございますけれども、委員長報告に対する質疑でありますので、こちらのほうに質問を向けることはできません。これは認めることができません。ですから、2つに関して答弁できますか。お願いいたします。

#### ○総務文教委員長（大宮吉満君）

私の立場といたしましては、一議員の意見で、委員のメンバーが、採決に対してはその意見も含めてそれぞれ個人の意見は違うと思います。そういう中での採決でありますので、河合議員は個人的にいろんな難しい条項とか、そこらの部分で発言されましたが、採決としては、私は一高松議員の意見として受け止め採決をいたしました。報告のそのとおりに受け止めていただければ結構かと思います。よろしく。

#### ○議長（島田 浩君）

他に質疑のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

吉川議員。

○6番（吉川三津子君）

それでは、数点質問をさせていただきたいと思います。

私も紹介議員で全てに答弁をしたわけですがけれども、最初のところから、高松議員のほうから、これは憲法に反する請願であるということが繰り返されました。私からは、憲法の解釈、地方自治法の解釈をしっかりお話しし、そういったものではないということをお話しした経緯があります。

本来、進めるに当たって、これが本当に憲法に反するのであれば、この請願の中身の審議はされないはずです。その場合、委員長として、そういった認識ですね。憲法に反するのかそうでないのか、その辺の認識はどうお持ちだったのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

そして、今現在、このことも議会事務局等に確認はさせていただいておりますが、現在、この件についてどのような確認をされて認識をお持ちなのか、お伺いをしたいと思います。

○総務文教委員長（大宮吉満君）

私としては、一個人の意見であります。議会としては受け止めながら審議していくべきかなあと今感じております。

○6番（吉川三津子君）

議論するに当たって、これが憲法に反するならば、そこでもう却下なわけなんですよ。一個人の意見で云々ではない。だから、まずはこれが議会で審議すべきものなのかどうか、その辺の判断はされながら進められたのか。また、事務局のほうから助言を受けながら進められたのか、お伺いをしたいと思います。

先ほど請願第2号のほうでも同じようにこの憲法の話が高松議員のほうから出て、多くの委員の方々は憲法に反するから、これは賛同してはまずいんじゃないかと、そんな気持ちになられたと思います。その辺、なぜ途中でこの法解釈について、私たちは法にのっとなっていろいろ判断をしていくわけですがけれども、その辺の法的な判断を事務局から助言を受けていたのか、その辺も含めて教えていただきたいと思います。

それから、先ほど河合議員のほうに今後の手順について答弁をされましたが、これについては平成22年の11月に福祉委員会のほうで子宮がんの予防ワクチン接種の公費助成についての請願が出て、このとき継続審査になっております。そのときに、これ9月議会ですけれども、9月から12月の間に審査をして12月に趣旨採択という結論を出しているわけです。そういったところを、方針をきちんと持って委員会のほうで審議されて、今後についてどうしていくかということも、これ委員会の継続ですのでどうされているのか。その辺について、今後どこでどう決めていくのか、それも含めて御答弁いただきたい。

この請願の継続というのは、うやむやにする一つの問題あるものなんです、継続というのは。議会改革の中で大いに指摘されている部分ですので、その辺、今後どのように審議されていくのか、しっかりとお答えいただきたいと思います。

○総務文教委員長（大宮吉満君）

私一存で決めていいものか、今までの議会基本条例の中で、皆さん方で協議されてでかされた議会であると思います。だから、皆さん方で議運なり、正・副議長も踏まえて、今後、運営に関してどのように諮っていくか。そのような、今吉川さんが提案された問題が今後起こらないようないい議会で、あるべき姿で進めていきたい。今現在としては、私は持ち合わせておりませんが、皆さん方と同じ愛西市議会議員でありますので、意見を交えながら、お互いに愛西市議会が発展するように審議を進めていきたいと思っております。

○6番（吉川三津子君）

議長、答弁漏れです。

○議長（島田 浩君）

吉川議員、委員長の報告に対する質疑でありますので、その辺十分に気をつけてください。

○6番（吉川三津子君）

はい、報告に対して質問をします。

進め方において、先ほど申し上げたように、憲法に反するという自覚、それから事務局への確認をされたのか。その後、事務局の見解はどのように聞いているのかお伺いしたいです。

○総務文教委員長（大宮吉満君）

私も本当に勉強不足でありまして、そこらよく理解していなかった部分がございます、委員会を進めてしまった部分があります。けれども、一議員の意見は意見として私は受け止めましたので、審議の在り方は皆さん方の御意見を多分に入れた進め方をしてきたつもりであります。憲法においては非常に難しい、それぞれ理解の仕方というものが違いまして、個人の見解の相違で、多少は勉強不足の意見があったのではないかなあと私は痛感しております。

○6番（吉川三津子君）

答弁漏れです、議長。

○議長（島田 浩君）

吉川議員。

○6番（吉川三津子君）

その後、憲法判断について、事務局のほうからどのような判断をしたのか、その辺についてお聞きしております。

○総務文教委員長（大宮吉満君）

議長、暫時休憩をお願いいたします。

○議長（島田 浩君）

暫時休憩を取らせていただきます。

午前9時57分 休憩

午前10時01分 再開

○議長（島田 浩君）

それでは、会議を再開いたします。



今、休憩中にちょっと調べたんですけど、この委員長報告に対する質疑というのは、審査の経過と結果の範囲内ということでありまして、事務局がどう言っておったとか、そういうような質問はできません。そういうことで、今の質問は却下させていただきます。

ほかによろしいですか。

[挙手する者なし]

ほかには質疑なしと認めます。

それでは次に、建設福祉委員長、報告をお願いいたします。

#### ○建設福祉委員長（近藤 武君）

それでは、建設福祉委員会の結果を報告いたします。

建設福祉委員会は、6月16日午前9時30分から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました。お手元に委員会審査報告書の写しを配付してございます。

承認第2号：専決処分事項の承認について（令和3年度愛西市一般会計補正予算（第1号））については、主な質疑で、子育て世帯生活支援特別交付金に関し、交付金は生活保護世帯の収入とみなすのかの質問に対し、収入とはみなされないという答弁でした。

質疑の後、賛成討論があり、採決の結果、承認第2号は全員賛成で承認されました。

次に、議案第21号：愛西市企業立地促進条例の全部改正については、主な質疑で、奨励金の申請はどういった流れになるのかの質問に対し、申請時には交付申請という形で、1年間市内の方を確実に雇用した実績があり、それを証明できる書類と一緒に交付申請をしていただく。また、1人当たり15万円の奨励金をどのように使用していくのかという使用計画を添付していただくという答弁でした。

また、市内の雇用を拡大するという面で、この制度をどういった形で企業側へ周知していくのかの質問に対し、条例改正が認められれば、こちらから大家の企業及び進出してくるテナント企業にこちらの制度について周知させていただくという答弁でありました。

質疑の後、反対討論、賛成討論がそれぞれあり、採決の結果、議案第21号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号：愛西市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正については、主な質疑で、計算方法の根拠規定の明確化のため条文の文言に変更があったが、支給額に影響があるのかとの質問に対し、第4条第2項の改正については字句の改正であるため、支給額に影響が出ることはないという答弁でした。

質疑の後、採決の結果、議案第23号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号：令和3年度愛西市一般会計補正予算（第3号）のうち当委員会に付託を受けた部分については、主な質疑で、交通安全対策施設工事について、カラー舗装の施工基準はの質問に対し、通学路交通安全プログラムの要望箇所を現地確認して施工予定としているという答弁でした。

また、3款1項1目のシステム改修費の内容はの質問に対し、障害者総合支援法に定める自立支援医療についてのシステムで、税制改正に伴う国の制度改正に対応し利用者負担額が増え

ないようにするためのものであるという答弁でした。

質疑の後、反対討論、賛成討論がそれぞれあり、採決の結果、議案第25号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号：令和3年度愛西市水道事業会計補正予算（第1号）については、主な質疑で、2年間の水道施設台帳の整備のスケジュールはの質問に対し、現在、管路は224キロあるが、順次測量等を進め、初年度については6割相当は把握できるのではないかという答弁でした。

質疑の後、採決の結果、議案第26号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

以上、建設福祉委員会の委員長報告を終わります。

**○議長（島田 浩君）**

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

河合議員。

**○18番（河合克平君）**

委員長報告で、議案第21号についての討論の内容についてお話がありましたが、その中で、企業立地によって収入が上がる自主財源を財源とするならば、各種の奨励金の合計や今まで使った金額については何年で回収できるのかという質問もあったかというふうに思いますが、それについての討議の内容について教えてください。

**○建設福祉委員長（近藤 武君）**

それでは、議案第21号についてですが、条例改正という話でありまして、それを基に委員長報告として報告はさせていただきました。以上です。

**○18番（河合克平君）**

委員長のそのようなお話であります。条例を改正するときには財源的な位置づけ、また財政的な将来的な見込み等含めて提案されるべき内容だというふうに考えますが、委員長はそのことについてどのようにお考えなのか。私が言った財政的な問題については、条例の中の討議の範疇ではないというふうに判断をされたというお話でしたが、再度確認ですが、財政的なことについては議論の内容ではないということの認識で今お答えがあったかどうか、確認させてください。

**○建設福祉委員長（近藤 武君）**

あくまで条例改正の話でありまして、委員会でも財政側と担当課のそれぞれの立場のお話がありました。ただ、この委員長報告としては条例に関することの報告にとどめさせていただいたということでもあります。以上です。

**○議長（島田 浩君）**

他に質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もなしと認めます。

以上をもちまして、常任委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・承認第1号（討論・採決）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第2・承認第1号：専決処分事項の承認について（愛西市税条例等の一部を改正する条例）を議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、承認第1号を採決いたします。

承認第1号を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ありがとうございます。全員起立であります。よって、承認第1号は承認することに決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・承認第2号（討論・採決）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第3・承認第2号：専決処分事項の承認について（令和3年度愛西市一般会計補正予算（第1号））を議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、承認第2号を採決いたします。

承認第2号を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ありがとうございます。全員起立であります。よって、承認第2号は承認することに決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第21号（討論・採決）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第4・議案第21号：愛西市企業立地促進条例の全部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

では、議案第21号：愛西市企業立地促進条例の全部改正について、反対の立場で討論いたします。

企業誘致をして雇用確保すること、また自主財源を確保することについて、愛西市として企業を立地すること、誘致するということは必要なことということについては理解できるところでありますが、この条例についての立地される企業に対するインセンティブ、そういう優遇措置については指定区域の一部の大企業に対する税制優遇や、また雇用促進を図ることになります。税制優遇は1年分の固定資産税を3年間にわたって給付するという内容であり、また愛西市の住民を雇い入れたときには1年で15万円、2年そのまま継続するともう15万円で、30万円の給付を行うということの内容になります。この内容について、あまりにも一部の企業だけに、費用に補助するという内容になっているのではないかというふうに考えるところであります。

現在の指定区域については南河田工業団地だけですが、この工業団地の動静についても質疑の中で明らかになりましたが、2億5,000万円程という多額な市の負担が生じています。さらに、奨励金を給付する、固定資産税を3年分給付することなど行うことであれば、地元企業とのバランスが図れないということになるのではないかと思います。本来、整えなければならぬのは住民のセーフティーネット、つまり必要な住民に対する支援が必要であり、それが今回の財政的支出によって縮小されるということがあってはならないと考えます。

今回、企業誘致について言えば、県企業庁の利潤を守るために大切な市の財源が利用されているのではないかということが考えるところであります。現在、南河田工業団地では、今のところ1億3,000万円の税収の増となることが明らかになりました。ただ、愛西市は地方交付税の交付団体であり、地方交付税はこの1億3,000万のうちの増収分のうち4分の3、9,750万円については地方交付税が減額することになります。残りの4分の1の3,250万円が純粋な自主財源となることが質疑においても明らかになりました。現在まで使用した整備費は、今の整備費の2億5,000万円は純粋な自主財源を原資とするならば8年かからないと回収できないということになります。さらに、独自の負担、奨励措置等についてもさらに負担が増えるということになります。

企業振興に本当に取り組むということであれば、地元の企業に対する支援を行って広く雇用を確保することが重要であります。また、主要産業の農業振興を市独自に行うということについて真剣に取り組むべきであります。指定区域の一部の企業だけを優遇し、市の負担を増やすことと引替えに、市独自補助金の削減や市独自扶助としての給付が削減されてきているのではないのでしょうか。南河田企業誘致を進めると、同時進行でこれらの削減が行われてきたことを見れば、市民に対する必要な支援を削って一部企業の支援と企業庁の利潤の確保に大切な税金が投資されてきたのではないかというふうに思ってしまうわけです。

現在行われている企業誘致は、住民の犠牲によって進められているということを再認識しなければならぬと考えるところであります。住民サービスや福祉を縮小することにつながり、

市民のセーフティネットである扶助の拡大ではなく一部の大企業だけを優遇する、そのようなことを定めた本条例には反対といたします。以上です。

○議長（島田 浩君）

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

議案第21号：愛西市企業立地促進条例の全部改正について、反対の立場で討論いたします。

私は企業誘致に全て反対しているわけではありません。やはり少しのお金で効率よく市の利益をもたらすような運用が必要であろうと思っております。

今回の条例というのは、愛西市民を雇用してもらうために、南河田工業団地で働く愛西市民の人数に応じて企業に補助を出す内容が含まれた条例であります。愛西市の雇用を増やす一方、賃貸型の物流センターで人材不足が起きており、借りてくれる企業が少なくなかなか成立しないというところで、企業への補助をする企業経営への手助けする面もかなり大きくあります。

では、他の地域、例えば弥富インターとかいろんなところに企業が自力で進出していっておりますが、そういった企業はどうなるのか。大変不公平な状況にあると思っております。

それからもう一つ、委員会の審議の中で1つ例を取れば、市民で派遣職員の職員もカウントに入れるんだとか様々聞いていて課題が残っていることを感じました。条例以外のことは要項で決めて運用をしていくとの答弁でしたが、私もこの要項行政については大変問題、課題を感じております。要項はあたかも法令にのっとった条例や規則のように使われますが、要項は何ら法的に拘束力はありません。どんな場合にこの条例を適用し補助金を支給するかは、法的拘束力のある条例、規則で定めなければ金銭トラブルのもとであります。こうした場合、要項では市は何ら主張をすることができません。

法律、条例等の法規に基づくことなく内部規定である要項で運用されるのは問題でもありますので、反対といたします。以上です。

○議長（島田 浩君）

次に、賛成討論の発言を許します。

最初に、4番・竹村仁司議員、どうぞ。

○4番（竹村仁司君）

議案第21号：愛西市企業立地促進条例の全部改正について、賛成の立場から発言いたします。

地方分権時代において行政経営をするには、地方交付税だけを頼るのではなく自主財源を確保することが必要です。平成27年に制定された愛西市企業立地促進条例の趣旨は、指定地区への企業の立地促進、雇用の創出、拡大を図るものでした。

南河田工業団地も令和2年には全区画が完売し、その中には建物を建てず他社の造った建物に入居するテナント企業という形態も現れました。現行の条例では、こうしたテナント企業に対する雇用促進奨励金の交付については対象外となります。行政は継続性を求められ、持続可能な運営をしなければなりません。地方分権に絶え得る行政組織、能力を身につけ構築することも一つの役割です。多くの市民に対する雇用の創出、拡大も期待されるテナント企業に対し

でも同様に雇用促進奨励金の交付対象にすべきです。

これからの行政は、お金の問題だけではなく能力の問題であると考えます。自主財源の拡充、強化につながる取組を推進しなくてはなりません。これから10年先、20年先の愛西市を見据えた愛西市企業立地促進条例の全部改正であることを確認し、今議案に賛成します。

○議長（島田 浩君）

次に、14番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○14番（山岡幹雄君）

議案第21号：愛西市企業立地促進条例の全部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

この条例は、愛西市民の雇用機会の創出及び雇用の維持を図り、愛西市の産業をさらなる振興及び安定した市民生活が実現するための条例改正でございます。

しかし、愛西市佐織地区工業団地（南河田工業団地）が実現に至るまでは様々な問題があり、特に南河田交差点改良が実現されていないのはとても不安です。令和2年12月議会において、議員の議案質疑に、事実のない内容発言や周知条例により南河田地区全世帯だけに企業名を紹介、その内容を議員の解釈でブログに載せている、これは問題だと思います。

議員のブログ、議員が情報を知ったときの責任追及について、議会運営に対して市と議会の調査が必要だと私は思います。そのときの早急な協議をすることをお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（島田 浩君）

次に、7番・原裕司議員、どうぞ。

○7番（原 裕司君）

それでは、議案第21号：愛西市企業立地促進条例の全部改正について、賛成の立場で討論いたします。

平成27年10月1日に施行されました愛西市企業立地促進条例の目的は、指定地区において事業の新設、開設を行う企業に対して奨励措置を行うことで企業の立地の促進、市民の雇用機会の創出、雇用の継続を図る目的で制定されました。この間、企業誘致は順調に進み、企業の立地の促進の目的は達成しているものと考えます。

しかし、市民の雇用機会の創出については、現行の条例では指定区域に開設しようとしている企業の指定業種や雇用の開始準備の操業日としていることで、奨励措置の魅力を狭めるものであります。市民の雇用促進に支障があると考えております。

今回、条例の全部改正では、新規雇用従業員の基準を操業日から6か月経過した日を起算日と改めたこと、採用期間が延び雇用機会も広がります。企業の特定業種に対しては、建物賃貸型で操業を開始するテナント企業にも雇用促進奨励金の対象になる改正であります。人口減少、少子高齢化が進む中、企業誘致は本市の自主財源の確保に大変重要な施策であります。将来を見据えた安定した財源基盤を目指すものであります。

他の自治体でも、企業の誘致活動を進めるに当たっては、それぞれ優遇措置等を示していま

す。企業はその魅力や立地条件を検討した上で、長期的な経営視点に立ち経営戦略を立てるとともに、事業所等の開設計画を立案し、株主の承認を得て投資するものであります。行政側は、この優遇措置等で将来的に企業が優遇措置以上の安定した自主財源が生み出されるものであります。

また、企業が進出するには財源基盤の安定ばかりではありません。雇用が生まれ、物流が始まり、お金が動き出します。人、物、金が流れれば、地域に活気が生まれます。人と人のつながり、絆が宿ることでにぎわいのあるまちづくりにつながります。愛西市ににぎわいが生まれれば、地元の企業も活気を取り戻し、進出したい企業も現れる相乗効果をもたらします。

現在の指定区域は南河田地区であります。今後、新たな指定区域を早急に制定していただき企業誘致を確実に進めていただくことで、雇用促進はもとより日永市長が掲げる第4の柱である活力ある快適なまちづくりにつなげていただくことをお願いし、賛成といたします。

○議長（島田 浩君）

他に御意見はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第21号を採決いたします。

議案第21号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ありがとうございます。起立多数であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第22号（討論・採決）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第5・議案第22号：愛西市税条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第22号を採決いたします。

議案第22号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ありがとうございます。起立全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第23号（討論・採決）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第6・議案第23号：愛西市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第23号を採決いたします。

議案第23号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ありがとうございます。起立全員であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決決定といたします。

それでは、ここで休憩を取らせていただきます。再開を10時40分といたします。

午前10時30分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（島田 浩君）

それでは、休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第25号（討論・採決）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第7・議案第25号：令和3年度愛西市一般会計補正予算（第3号）を議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

では、議案第25号：令和3年度愛西市一般会計補正予算について、反対の立場で討論いたします。

本予算は市長選後初めての補正予算編成であり、市長の今後の市政運営に関わる方針が端的に分かるものとなりました。今後は、公共施設等個別計画に取り組み企業誘致を行っていくということが読み取れます。

立田地域では福原分校、文化財倉庫、立田図書館、そして農村環境改善センターと合わせて4つの施設が計画どおり廃止となりました。今回の補正予算には、この農村環境改善センターの解体、27年の残存期間を残して解体される、そのような予算が組まれております。

また、公民館、文化会館、図書館の社会教育施設の修繕については、必要な修繕を行うということで提案をされているところであります。そのことについては評価ができるところであります。



しかしながら、工業系都市地区計画策定委託料ということで工業系の地区指定を行う委託料が2,002万円の計上がされています。この工業地区については、県企業庁の企業立地を想定しており、先ほども議決された企業立地促進条例の対象となる指定地区に追加をするための費用になるところであります。昨年の費用と合わせると3,000万円近い費用が既にこの指定地域を策定するために使用がされているところであります。

条例反対の理由と同様に、一部の企業だけを優遇するということはやはり許すことはできません。また、予定する指定地域は弥富インターチェンジの近くであり、既に多くの企業が独自に操業を始めています。その企業については企業立地奨励は行っておりません。一部の企業の優遇と県企業庁の利潤を確保することに市の財政を投資するということになり、南河田工業団地同様、市の負担が増えることになり、扶助費を削減する圧力が一層強まるのではないかと懸念するところであります。

企業誘致を行うのであれば、市民の単独補助や単独扶助、給付金を削減するのではなく、津島市のように県より権限移譲を図り、市独自に市の利潤を上げるためのことができる事業立地を進めるべきであるというふうに考えるところであります。

市民のセーフティーネットである扶助費、給付金などを、福祉政策を削減すべき経費ということを考えずに、市民の命、暮らし、仕事を守る地方自治法に定められた住民の福祉の向上ということをも市の役割と行えるよう、真にそのようなことが行われる愛西市となることを求め、この予算には反対といたします。以上です。

#### ○議長（島田 浩君）

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

#### ○6番（吉川三津子君）

議案第25号：令和3年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について、反対の立場で討論いたします。

公共施設、児童館等いろんな公共施設の老朽化に対して予算が組まれたり、福祉等の充実等に予算が組まれたりといった面では大変評価をしております。

しかし、先ほど話がありましたように、企業系地区計画策定委託料、これは弥富インター付近の企業誘致手法をそのまま南河田の企業庁に頼って同じような方法で進めることが明らかになりました。私は、南河田企業団地について、収支や効果について検証をきちんと行い手法を検討すべきと考えています。委員会でのやり取りで、市の支出は2億5,000万あり、税収が増えることにより地方交付税が減るので、市の支出分を取り戻すには約8年もかかることが明らかになりました。しかし、私はその後、企業誘致課の職員の人件費はどうなっているのか、それを質問しましたが、委員会では数字がなく、後日、7年間で2億5,000万円の人件費がかかっているという話を聞きました。ここに、さらに総務費、全職員の人件費や総務の関係の仕事各課に分配するとさらに大きな金額になり、市の支出額を穴埋めするのに少なくとも15年ぐらいかかるのではないかと思います。

私はコロナにより今後地方交付税もどうなるか分からない中、地方交付税に頼らず自主財源

を少しでも増やしていくことには賛成です。しかし、効率よく増やしていくことが大切であり、南河田の手法を、ほっておいても企業がやってくる弥富インター付近でも取り入れるかは慎重に考えるべきではないでしょうか。確かに、財源のある企業庁に頼れば一度に土地を買って造成する力があります。企業の情報を持っているし、企業庁は開発許可もフリーパスでありその点では有利です。

私は、本会議と委員会で津島手法のことを発言しました。開発する区域の線だけ引いて、開発許可も農地転用の許可権限も津島市が持ち、県まで行かなくてもやってあげられますよというそんなアピールの下、津島市では企業誘致を進めています。道路の半分は津島市が持ちますよ、そんなことで企業庁よりもスピード感のある開発ができ、企業庁よりも早くたくさんの企業が立地しているように感じています。市の持ち出しもなく、すぐに市の収入につながる手法をもっと検討すべきではないでしょうか。南河田とは違い、インター付近ということで企業がやってくる立地条件が整っていますので、企業庁ありきの開発ではなく、まず南河田企業団地の検証及び津島市の手法も研究し取り組むべきと考えます。

また今回、農村改善センターの解体があります。こちらにはアスベストが含まれた建材等が使われていることも分かっております。こちらについては、執行時にはしっかりと気をつけた養生をしていただきたいと思います。

また、総合斎苑のバグフィルターの取替え工事があります。今回の質問の中で、このバグフィルターについての飛灰の処理について大変曖昧な答弁がされております。排出者責任は愛西市にありますので、どこでどのように処理されているのか、きちんとマニフェスト等で検証していく必要がありますので、そういったことに気をつけて執行していただきたいと思います。

主にこの企業誘致の手法が、南河田の検証なしで企業庁ありきの手法で進めようとしているところは大変問題でありますので反対といたします。

**○議長（島田 浩君）**

次に、賛成討論の発言を許します。

4番・竹村仁司議員、どうぞ。

**○4番（竹村仁司君）**

議案第25号：令和3年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について、賛成の立場から発言します。

新型コロナウイルス感染症の影響による市を取り巻く社会情勢の変化は、一段と厳しい状況が見込まれます。まず取り組まなくてはならないのは、新型コロナウイルス感染症対策です。子育て世帯への支援では、子育て世帯生活支援特別給付金事業、新生児子育て応援給付金事業、市内全小・中学校給食費無償化事業などを計上しています。また、大切なのが地域経済の活性化です。市内店舗を応援するプレミアム付商品券事業を行います。

いまだ終息が見込まれない新型コロナウイルス感染症対策に対応した避難所機能の充実も行い、救急活動における安全性を確保し、救急隊員の感染リスクも防ぎます。公共施設などにおける感染症対策もさらに推進されます。感染防止を図るとともに、市民の皆様の利便性を高め

るキャッシュレス決済も推進します。コロナ禍における新たな日常の実現に向けて、行政のデジタル化、業務の効率化を検討し、引き続き限られた財源を可能な限り重点的かつ効率的に配分することを基本とし、政策を切れ目なく実施すると認め、今議案に賛成します。

○議長（島田 浩君）

他に御意見はございませんか。

[挙手する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第25号を採決いたします。

議案第25号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

ありがとうございます。起立多数であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第26号（討論・採決）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第8・議案第26号：令和3年度愛西市水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、討論を行います。

通告に従い、賛成討論の発言を許します。

6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

議案第26号：令和3年度愛西市水道事業会計補正予算（第1号）について、賛成の立場で討論いたします。

合併直後から、水道管の劣化問題で何度も窓口のほうに伺いながら情報を得てきました。特に、佐織地区では簡易水道が使われており、上水道に転換されたわけですが、簡易水道の頃の水道管があり、どこに埋まっているのか、何年たっているのか、そんなことも分からない状況でした。このたび、やっと水道台帳の整備に取り組むということではありますが、他市に比べて老朽化率が大変高くなっています。全国的な社会問題ではありますが、今後、効率よく整備を進めていただくこと、そして水は市民の命に関わる事業ですので、民営化はしないようお願いいたします。

今後においても、市の直営で運営を続けることを要望し、賛成討論といたします。

○議長（島田 浩君）

他に御意見はございませんか。

[挙手する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第26号を採決いたします。

議案第26号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

ありがとうございます。起立全員であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第27号（提案説明・質疑）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第9・議案第27号：愛西市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。  
提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

それでは、議案第27号につきまして説明をさせていただきます。

議案第27号：愛西市手数料条例の一部改正について。

愛西市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、改正する必要があるからでございます。

改正内容につきましては、3枚程めくっていただきまして、議案第27号、資料2を御覧ください。

第1に改正の概要として、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードの発行等に係る事務を行うものとされたことに伴い、市が徴収する個人番号カードの再交付に係る手数料を廃止するものでございます。

第2に改正の理由でございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定——令和3年5月19日公布、同年9月1日施行となっております——に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正がされたことによるものでございます。

第3に改正の内容としまして、個人番号カードの再交付の規定を削除するものでございます。

なお、施行期日は令和3年9月1日からでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（島田 浩君）

それでは次に、議案第27号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[「議長」の声あり]

加藤議員。

○16番（加藤敏彦君）

議案第27号について、質問いたします。

1つ目は、なぜ地方公共団体情報システム機構が個人番号カードの事務を行うことになったのかについて、もう少し詳しく説明いただきたいと思っております。

2つ目には、個人番号カードの再交付の手続はどう変わるのか。それから、手数料800円は変わらないのかについてお尋ねをいたします。以上。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

まず第1点、なぜ改正という御質問でございますが、マイナンバーカードの利便性の抜本的向上、発行、運営体制の抜本強化となっております。

あと周知、市民に対して何が変わるのか、市民に対する手続については特に変わることはございません。あと手数料でございますが、手数料につきましては800円の同額でございます。以上です。

○16番（加藤敏彦君）

変わる理由として、利便性の向上ということですが、現在、市民は市役所、また支所で再交付を必要な場合に手続を行うんですけど、変わらないということは引き続き窓口は市役所になるということでしょうか。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

そのとおり、手続につきましては窓口は市の窓口となります。以上です。

○議長（島田 浩君）

他に質疑のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

馬淵議員。

○1番（馬淵紀明君）

議案第27号について、質問させていただきます。

法律の改正に伴い改正する必要があるということですが、これによって市にメリット・デメリットはあるのかお聞きしたいと思います。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

手数料の徴収及び特に手数料納入等につきまして変更ございませんので、市にとってメリット・デメリットはございません。以上です。

○1番（馬淵紀明君）

メリット・デメリットはないということですが、この手数料廃止によって何か財政措置等はあるかお聞きします。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

特にございません。以上です。

○議長（島田 浩君）

他に質疑のある方。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第28号（提案説明・質疑）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第10・議案第28号：避難所用備蓄品（可搬型蓄電池及び太陽光パネル）購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画政策部長（宮川昌和君）

それでは、議案第28号について御説明申し上げます。

避難所用備蓄品（可搬型蓄電池及び太陽光パネル）購入契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第8号及び愛西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、下記のとおり避難所用備蓄品（可搬型蓄電池及び太陽光パネル）の契約を締結するものとする。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、契約の目的は、避難所用備蓄品として可搬型蓄電池及び太陽光パネル一式の購入。契約の方法は、指名競争入札による契約。契約金額は、1,870万5,500円。契約の相手方は、大阪府大阪市北区梅田3丁目3番5号、大和ハウス工業株式会社。納入期限は、令和3年8月31日でございます。

提案理由といたしましては、避難所用備蓄品（可搬型蓄電池及び太陽光パネル）購入契約するに当たり必要があるからでございます。

1枚おめくりをいただきまして、資料1として仮契約書のほうを添付させていただいております。

もう1枚おめくりいただき、資料2を御覧ください。

災害時の避難所である市内小・中学校18校と医療救護所である佐屋保健センターに、新型コロナウイルス感染症対策に必要な換気施設等を停電時においても電源確保し、確実に稼働させることができる可搬型蓄電池及び太陽光パネルを整備するもので、各仕様につきましては記載のとおりでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（島田 浩君）

次に、議案第28号について、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

吉川議員。

○6番（吉川三津子君）

議案第28号：避難所用備蓄品購入契約の締結について、お伺いをいたしたいと思います。

この指名競争入札、一般競争入札ではなく指名競争入札にした理由についてお伺いをしたいと思います。

それから、この入札に何者が参加し、辞退等があったのか。そして、予定価格以下の金額を入れたのは何者あったのか、その点について確認をさせていただきたいと思います。

○総務部長（近藤幸敏君）

指名入札の関係でございますが、こちらについては物品等の入札参加資格がございまして、当該製品の扱いが可能な業者を選定するという形で指名競争入札をさせていただいております。

指名の参加者数でございますが、7者を指名いたしました。あと辞退の関係でございますが、こちらは7者中4者が辞退等で入札に不参加でございまして、3者での競争入札でございました。3者とも予定価格以下でございます。以上でございます。

○6番（吉川三津子君）

一般競争入札にしなかった理由、一般競争入札が基本なわけですがけれども、何らかの特徴のあるものを購入するがために指名にしたのか、もしかして購入するものが特徴があって、指名のほうが適しているという判断をされたのか。基本から外れた指名競争入札ですので、その点を確認させていただきたいと思います。

予定価格については幾らになっているのか。3者がこの予定価格以下で競争をされたということで本当によろしかったでしょうか。確認いたします。

○総務部長（近藤幸敏君）

指名競争の関係でございますが、こちらについては当該製品の取扱いが確実に可能であるという業者を選定するために指名という形にさせていただいているところでございます。

それから、3者の競争でございますけれども、こちらは3者の関係で入札をさせていただいておりますので競争はされているという形で理解をしております。

予定価格の金額でございますが、こちらは税込みで2,225万8,500円でございます。以上でございます。

○議長（島田 浩君）

他に質疑のある方、どうぞ。

[挙手する者あり]

真野議員。

○17番（真野和久君）

今の質問の引き続きです。

今回、指名競争入札で7者中4者が辞退するということになってはいますが、今回のこの入札に当たって契約した機器はパワーイレ・スリーPPS30という、容量とそれから可搬型というところでいうと、なかなか一般的にはないような、可搬型というところで難しいところがあるような気もするんですけども、入札するに当たってこの商品の入札をしたのか、あるいは同性能のものも含めた入札だったのかということについてお尋ねをします。

○企画政策部長（宮川昌和君）

今回は、こちらの仕様書にございますパワーイレ・スリーというもので入札のほうを行っていただくということでお願いしております。以上です。

○17番（真野和久君）

商品という話になってくると、この商品を製造している会社が大和ハウス工業の子会社だと思うんですけども、そうなってくると大和ハウスは非常に有利な入札になってくるんじゃない

いかというのがあるんで、その点でちょっと指名競争でやっていくのはどうだったのかなあというのもあるんですが、その点の認識はありますか。

○企画政策部長（宮川昌和君）

今回、このパワーイレ・スリーのほうを選定させていただいた理由なんですけれども、10年間メンテナンスフリーとか、あとリチウムイオン電池を使っているとか、あと先ほども議員もおっしゃいましたように可搬型であるとか、停電時に太陽光パネルを使えるというような、そのメリットのところをいろいろと検討させていただいて、この製品のほうということでお願いをしたところでございます。以上です。

○議長（島田 浩君）

他に質疑はございませんか。

○6番（吉川三津子君）

議長、答弁のことでちょっと発言をさせていただきたいんですけど、いいですか。入札結果を持っているんですが、答弁と違っているの。

○議長（島田 浩君）

もう質問終わっていますので駄目です。また後で聞いてください。お願いします。

他に質疑はございませんか。

〔「議長、修正をお願いします」の声あり〕

総務部長。

○総務部長（近藤幸敏君）

先ほど、私、3者の関係の予定価格以下という形で申し上げた関係だと思っております、こちらをちょっと訂正させていただきたいと思っております。予定価格以下の業者につきましては、1者でございまして、訂正させていただきます。すみません。

○議長（島田 浩君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑はございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第29号（提案説明・質疑）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第11・議案第29号：令和3年度愛西市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（近藤幸敏君）

それでは、議案第29号：令和3年度愛西市一般会計補正予算（第4号）につきまして、御説明させていただきます。

この補正予算は国の新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金に迅速に対応するため、



支給に要する支援金に係る予算について編成をいたしました。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ541万8,000円を追加し、総額を230億8,357万3,000円とするものでございます。

補正予算書の6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入につきましては、15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金で、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金補助金として541万8,000円を計上いたしました。

歳出につきましては、担当部長より御説明申し上げます。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

私からは、歳出について御説明申し上げます。

補正予算書8ページ、9ページを御覧ください。

2款9項新型コロナウイルス感染症緊急対策費、2目の市民生活応援費で生活困窮者自立支援金事業として541万8,000円を計上いたしました。

内訳といたしましては、扶助費で生活困窮者自立支援金として540万円と、事務費1万8,000円でございます。

支援金につきましては、世帯の人数により月6万円から10万円の区分で最大3か月でございます。想定世帯数は21世帯でございます。

以上で、令和3年度愛西市一般会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

#### ○議長（島田 浩君）

次に、議案第29号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

原議員。

#### ○7番（原 裕司君）

それでは、議案第29号：令和3年度愛西市一般会計補正予算（第4号）について、質問させていただきます。

まず8ページ、9ページ、1項目しか出ておりませんが、生活困窮者自立支援金について詳しく答弁を求めたいと思っております。

社会福祉協議会が行っております新型コロナウイルス対策の関係で、感染の影響で休業や仕事が減り収入が減少した方に対して、緊急かつ一時的な生活支援のための生活費を貸し出す緊急小口資金があります。また、収入の減少が長期にわたる場合、日常生活の維持が困難な方に対して生活の立て直しまでの一定期間、これ3か月なんですが、生活費を貸し出す総合支援資金、最大200万円になる制度で、こういったものを社協が対応しておるんですけども、今回、生活困窮者自立支援金の要件では、この特別給付金に関する注意点の記載があるかと思えます。どのような方が対象になるのか、説明をお願いしたいと思います。

2点目、その特別給付金、この給付金の再交付について不承認というのものがあるかと思いま

す。どのようなケースにこの不承認となるか、説明をお願いしたいと思います。

それと3点目です。先ほども6万円から10万円、21世帯というお話がありましたけれども、国の通知で月額支給額は単身世帯で6万円、2人世帯で8万円、3人以上で10万円と、3か月支給するということが通知がありますが、市も通知どおり同額の形で進めていくのか。それと540万円の支給人数ですね。当然、単身世帯は何人かと、2人世帯は何人かというようなことについてお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

**○保険福祉部長（小林徹男君）**

まず1点目、対象者でございます。

対象者は、生活福祉資金制度の再貸付けまで借り終わった世帯や、先ほど言われた再貸付けについて不承認とされた世帯、再貸付けの申請を行うために社会福祉協議会等へ相談を行ったものの再貸付けの申請をできなかった世帯で一定の要件を満たすものとなっております。

2点目の再貸付けの不承認となったということでございますが、これは限度額オーバーになっているという方などでございます。

3点目の月額支給額は、国と同様でございます。

540万円の支給人数の内訳につきましては、1人世帯が3世帯、2人世帯が9世帯、3人以上世帯が9世帯を見込んで積算しております。以上でございます。

**○7番（原 裕司君）**

それでは、再質問させていただきます。

コロナ感染対策の緊急措置ということで、かなり国から補助制度が下りてきております。そんな中で、住居確保給付金であるとかひとり親世帯臨時特別給付金だとか、今回の議案にも出ておりましたけれども、低所得子育て世帯支援特別給付金と、こういった制度を利用されている方でも、また新たにこの給付制度が活用できるかどうかということをお伺いしたいと思います。

それと、先ほど社協のほうにいろいろと相談をしという形で要件のほうお話ししていただいたんですが、緊急小口と総合支援金というのを必ず受けていないと支給対象にはならないのかということを確認をお願いしたいと思います。

**○保険福祉部長（小林徹男君）**

まず1点目の併給の関係は可能でございます。

2点目の対象とならないかということですが、この支給の前提として、生活福祉資金制度の再貸付けまで借り終わった世帯ということになっておりますので、まずは貸付けを受けることが条件となっております。以上でございます。

**○議長（島田 浩君）**

他に質疑のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

河合議員。

**○18番（河合克平君）**

では、続いて令和3年度愛西市一般会計補正予算（第4号）について、質問させていただきます。

まずこの生活困窮者自立支援金についての相談の窓口と、それと市民に対する周知の方法について、まず1点お伺いをいたします。

続いて、200万円の上限を借入れしてそれ以上になった人というお話もありましたが、200万円というのはどのくらい、小口資金を上限幾ら借りて、継続資金を幾ら借りてみたいの、その200万円の根拠を教えてください。

あと大体21人という話でしたが、大体世帯の0.1%ぐらいかなというふうに思ったんですけど、そういうことでこの算定がされたということではよろしいか、お伺いします。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

まず相談の窓口につきましては、社会福祉協議会となっております。

2点目の周知の方法につきましては、対象者が限定されますので、県社会福祉協議会からの情報を基に個別周知と併せて広報やホームページでも周知はしていきます。

3点目の200万円の関係でございますが、まず最初に緊急小口資金、これが最大20万円、それからその次に総合支援資金、これが月20万円以内で3か月となっております。これは2人世帯以上でございますけれども、3番目に総合支援貸付けの再貸付けというものが月20万円、3か月以内、先ほどと同様2人以上世帯でございますけれども、これを合わせると200万円ということになってきます。すみません、もう一点、延長というのがございましたので、月20万円以内で3か月延長、これを合わせますと200万円という形になってきます。

最後に、21世帯につきましては、県の社会福祉協議会からの貸付けが第1条件となっておりますので、そこからの情報で21世帯というふうに積算はさせていただいております。以上でございます。

#### ○18番（河合克平君）

では、1点だけお願いをします。

最高で200万円ということで今お話がありました、初めに小口で20万円借りて、その後で9か月分の20万円上限ということなんですが、中には審査の中で9万円、10万円を借りれるということになっている人もいます。その場合は9か月分を合わせたとしても20万にならないんですけれども、そのときには20万を上限とするならこの困窮者の給付は申請ができないということではないのでしょうか、その確認です。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

先ほどの200万円につきましては、最大そこまで借りれますというだけですので、先ほど言ったように前提がこの生活福祉資金制度を再貸付けまで終わった方ということになっておりますので、対象になってくるということになります。以上でございます。

#### ○議長（島田 浩君）

他に質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・委員会付託の省略について

○議長（島田 浩君）

次に、日程第12・委員会付託の省略についてを議題といたします。

議案第27号から議案第29号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第27号から議案第29号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第27号（討論・採決）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第13・議案第27号：愛西市手数料条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第27号を採決いたします。

議案第27号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ありがとうございます。起立全員であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第28号（討論・採決）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第14・日程第28号：避難所用備蓄品（可搬型蓄電池及び太陽光パネル）購入契約の締結についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[「議長」の声あり]

真野議員。

○17番（真野和久君）

先ほどの質問の中で答弁がありませんでしたが、落札した大和ハウスの子会社が造っている商品ということを見ると、やはり大和ハウスが非常に有利ではないかというようなことがあるので、その点やはり認識していたのかどうか、その点を含めて入札の仕方そのものをしっかりと考えてやっていただきたいということを要望として賛成とします。

○議長（島田 浩君）

他に賛成討論はございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第28号を採決いたします。

議案第28号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

ありがとうございます。起立全員であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第29号（討論・採決）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第15・議案第29号：令和3年度愛西市一般会計補正予算（第4号）を議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[「議長」の声あり]

原議員。

○7番（原 裕司君）

それでは、賛成の立場で討論させていただきます。

コロナ禍の中で生活困窮者支援制度、様々な活動、支援を行っているわけですが、今

回その支援金という形で、21名の方ではありますけれども、生活をしていく上で大変必要な支援ではないかと、このように考えます。対象者が生活困窮ということで、仕事もなく、そして2人、3人世帯という形での生活支援の足しになればと思い賛成といたします。

○議長（島田 浩君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第29号を採決いたします。

議案第29号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ありがとうございます。起立全員であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決決定といたします。

ここで、休憩を取らせていただきます。再開を11時40分といたします。

午前11時27分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（島田 浩君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

保険福祉部長から発言を求められております。

○保険福祉部長（小林徹男君）

先ほど河合議員の質問の中で、相談窓口ということで、私、貸付けの相談窓口のつもりで社会福祉協議会とお伝えしましたが、支援金の窓口につきましては社会福祉課でございますので、申し訳ございません。訂正させていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・選挙第4号

○議長（島田 浩君）

日程第16・選挙第4号：愛西市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

選出いただきますのは、委員4名、補充員4名であります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、お手元の名簿（案）にありますように選挙管理委員会委員に伊藤毅氏、後藤幹夫

氏、安藤知男氏、清水利泰氏の4名、選挙管理委員会補充員に加藤晴美氏、飯尾治彦氏、森本寛幸氏、品川倫子氏の4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名をいたしました選挙管理委員会委員4名、並びに補充員4名を当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙管理委員会委員に伊藤毅氏、後藤幹夫氏、安藤知男氏、清水利泰氏の4名、選挙管理委員会補充員に加藤晴美氏、飯尾治彦氏、森本寛幸氏、品川倫子氏の4名を当選人と決定いたしました。

ただいま選挙管理委員会委員及び補充員に当選されました方々には、文書をもって会議規則第31条第2項の規定による当選の告知をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### ◎日程第17・請願第1号（討論・採決）

#### ○議長（島田 浩君）

次に、日程第17・請願第1号：議会放映等の拡大と充実を求める請願書についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

最初に、16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

#### ○16番（加藤敏彦君）

請願第1号：議会放映等の拡大と充実を求める請願書について、討論を行います。

愛西市議会の議会放映は、クローバーテレビで一般質問の録画放映を行っております。先進的な議会は、本会議の全部放映やインターネットを使った本会議や委員会の放映を行っております。特に、インターネットの放映は見たいときにいつでも見ることができることが可能になります。愛西市議会でも議会放映の拡大について議論されておりますが、予算も必要になります。

今回、市民から議会放映等の拡大と充実を求める請願が出されたことは、議会が市当局への要望においても心強いものであります。よって、請願第1号に賛成といたします。

#### ○議長（島田 浩君）

次に、18番・河合克平議員、どうぞ。

#### ○18番（河合克平君）

では、請願第1号：議会放映等の拡大と充実を求める請願書について、賛成の討論を行います。

委員会での反対討論は、請願の中身について論じられておらず、請願に対して不誠実であったのではないかと考えるところであります。憲法16条は「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない」と定めておるところであります。

さらに、地方自治法の124条では、議会への請願は文書で行うこととして、紹介議員が1人

必要であるということ以外は決まりはつくられていません。

また、請願法では、誠実に処理をするということと、請願したことによって差別的な扱いを許さないとも定めているところでもあります。

今回の委員会の論議の中では、請願の内容に対することについて論じることはありませんでした。また、憲法に保障される権利を侵害するということになるのではないかと捉えられやすい内容であったり、紹介議員についての避難をすることが反対の理由となっておりました。

ここで、議会運営についてのことでありますが、請願については確かに紹介議員がいなければ提出することはできませんが、紹介議員が辞任をしたとしても、その請願は無効となることではなく、請願については審査をされるというのが運営としてあるところでもあります。請願紹介議員が辞任をしたとしても請願は無効とならない、請願は議会において審議をされる、それほど請願という権利は保障されている、市民が行う請願という権利は保障されているということの裏づけになると考えます。

議会への請願を否定して、紹介議員である人を非難する、そういったことはこの請願を反対する理由にはなりません。この請願は、議会基本条例の定めることや自治基本条例の定めることに照らして、また女性議員ネットが行ったアンケートの結果、愛知県内の54の自治体のうち情報公開な状況が51位という低位なことであるということに照らしても、早急に整備を行うことを求める基本的なことが請願の事項となっています。

1つ目は、議会内で行われる全ての会議について、インターネット等で動画を同時配信し、及び録画配信をすること。2つ目には、議会内で行われる全ての会議について、配付資料を含む会議録をインターネット等で公開すること、3つ目には、会議録は検索システムを整備し、住民が閲覧しやすい環境を整えることという3点を請願の項目としているところでもあります。

今回、市民の方が議会運営の中で不足をしているというふう感じられ、情報公開制度の改善を求め、私たちの議会の運営について応援していただいている、この請願事項は今すぐにも取り組むべき内容であります。この請願の内容は可決し、議会運営に生かしてこそ請願法の定める誠実な処理になるのではないのでしょうか。

また、委員会での反対理由については、憲法に違反し、請願法に違反し、議会が請願人を差別的に扱うことにつながるということを最後に申し述べて賛成といたします。以上です。

#### ○議長（島田 浩君）

次に、17番・真野和久議員、どうぞ。

#### ○17番（真野和久君）

それでは、請願第1号：議会放映等の拡大と充実を求める請願書に対して、賛成討論を行います。

この請願に書かれている請願事項1の議会内で行われる全ての会議について、インターネット等で同時配信及び録画配信することについては、私も議会広報特別委員を拝命しておりますが、そうした中で確かにこの間、これまでの間にインターネットでの配信等を検討してまいりました。ただ、なかなかそれが議会全体のものとなってきていないことに大きな問題がありま



すし、またその実行について、委員としてもなかなかその実現が難しい中で困惑していたところもあります。

クローバーテレビでの議会放映が実現した秋以降についても様々な、さらにインターネットでの配信などについて議論をしてきました。ただ、これがいまだに一部の委員、あるいは議員の中でのみ議論されているのであって、これが議会全体のものになっていないところにやはり大きな問題があると思います。

2項、3項についてもそうですが、こうしたことがそうした広報などの委員会だけではなくて議会全体で議論をしていく、そういう非常に大きな機会を得たものだとこの請願については考えます。

ぜひともこの請願を認めて、そして議会全体での議論が進めるよう要望して賛成といたします。

○議長（島田 浩君）

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

請願第1号：議会放映等の拡大と充実を求める請願書について、賛成の立場で討論いたします。

紹介議員として、様々な発言をしてまいりました。議員という立場ではないので、こちらから質問したりとか、そういうことができなく大変歯がゆい思いをいたしました。

まず最初に、やはり憲法の解釈についてであります。この請願が憲法に反するから、議会でのこの請願を協議することはできないんだという主張がされました。私も調べました。そして、今日、議会事務局からも委員長からも、分かっているながら答弁はありませんでしたが、議会事務局に確認したところ、これは憲法に反するものではなく、議会で協議すべきものであるという答えをいただいております。

また、弁護士等にも確認いたしました。地方自治体とは行政の執行機関のみではなく、それをチェックする議会とか監査委員とか、全てまとめて地方自治体ということであります。そういうことは何度も何度もこの委員会の中で発言してまいりましたが、認められず過ぎていったことはとても残念に思っております。こういった法的判断に関することは、個人の自由の発言として放置してはなりません。しっかりと法的な裏づけを共有して協議していくのが私たちの議会のあるべき姿であります。

今回の請願者というのは、今まで共産党の議員団の方々もたくさんの請願を出してきました。多くが団体からの請願でした。しかし、今回の請願は一市民の方が勇気を持って提出された請願であります。愛西市になって、私の記憶の中では初めて個人名で出された請願ではないでしょうか。差別するわけではありませんが、私はより丁寧に紹介議員としての役割を果たしたと思っています。そして、3月末には議員全員に配付されたアンケート結果から、愛西市がこの情報公開度において県下54自治体の中で51位と、町村よりも情報公開が遅れていることが周知されています。

まず請願第1のインターネット放映等でいつでも見ることができる放映の実現についてですが、愛西市では一般質問の録画をクローバーテレビで見ることしかできません。契約している世帯しか見ることができないんです。それも決まった時間にしか見ることができません。また、生活に密着した予算や条例を審議する議案質疑や最終日の採決も、そして本会議の議論をさらに掘り下げて審議する委員会も全く放映されていません。しかし、お隣の弥富市では全員協議会まで全ての会議をいつでも視聴できるようになっています。紹介議員として、委員会で説明したように、ユーチューブは機器の導入をしなくてもスマートフォンやiPadでライブ中継や録画中継をコストをかけずに今すぐにでも導入ができ、カメラを固定しておけば人手もかけずに導入することができますので、前向きに審議を始めるべきです。

また、2番目の請願事項である全ての議会議事録のホームページ公開についての事項ですが、県下アンケート結果では、町村でできていないところはもちろん多いのですが、約65%の自治体が委員会の議事録まで載せています。しかし、愛西市では公開されていません。今回のこの請願の総務文教委員会の審議も放映もされておらず、議事録が出るのは二、三か月先ですので、傍聴に来ない限り二、三か月たないと委員会の情報を市民は得ることができないのです。

それに加え、この議事録を市民が見たいときは情報公開請求をし、1枚10円の料金を払ってでないと入手することができず、愛西市民はお金を出さないと議会の委員会情報を得ることができないのが現実であります。これで市民の関心が地方政治に向くのか。さらに遠ざかり、不信感も募り、投票率が下がってもやむなしと私は思っています。

そして、今回の委員会審議では、憲法に触れ、この請願は議会に提出できないのだという間違った発言が続き、紹介議員である私は何度も憲法の解釈が間違っている、地方自治法で請願権が保障されていると説明しました。この紹介議員の役割については、先ほどほかの議員からもありましたが、市民と議会をつなぐ役割にすぎないにもかかわらず、四、五年前の広報特別委員会での議会放映の改革案をつくったが、いまだに何ら成果が出ていないことを私が請願者に話さなかったことは問題であるとの指摘も受けましたが、紹介議員の行為は何らこの請願審査とは関係のないものであります。

高松議員は、紹介議員である私が請願者に話し請願を諦めてもらい、議員のみで放映等について審議していくべきといった趣旨の反対をされましたが、この行為こそ議員が市民の請願権を奪うことであり、これこそ憲法に触れる行為ではではないこととします。

さらに、本会議でも紹介議員として質問に答えましたが、議会基本条例で政策の立案、実施、評価等の各段階に市民が主体的に参加する市民参画を進めることを私たちはこの議会基本条例の中に決めました。また、第7条の議会と市民との関係においては、議会は市民に対し積極的に議会審議等に係る情報を公開及び提供し、説明責任を果たすとも定め、また議会は請願、陳情など市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに市民が議会の活動に参加する機会の充実を図ります、こんな条文も私たちは議員全員一致で決めました。

さらに、私たちが議会で可決した愛西市自治基本条例です。これは市民の方が汗を流しつくった条例です。今もこの自治基本条例は中学生等に出前教育、主権者教育に出向いていただき、

この条例について子供たちにお話がされています。

市議会の運営の仕方として、審議、その他の活動について、常に市民との情報の共有を図り開かれた議会運営に努め、市民への説明責任を果たし、市民との信頼関係を高めていくことがこの自治基本条例の中で定めています。これを私たち議員は全員が賛成して議決しているのです。残念ながら、今回の総務文教委員会はこの請願が憲法に触れるということで審議がされてしまいました。

今この最終日、本会議で憲法に触れるものではないことを私は今明らかにさせていただきました。委員会で不採択の判断をされた委員の方も、いま一度考え直し、私たち議員が議会基本条例をつくり、自治基本条例を認めた、そんな立場であることを胸にしっかりと置き、この請願に賛成をいただきたいと思います。

以上、賛成討論を終わります。

**○議長（島田 浩君）**

次に、反対討論の発言を許します。

最初に、14番・山岡幹雄議員、どうぞ。

**○14番（山岡幹雄君）**

コロナ感染症の関係で、短く反対討論をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

今回の議会放映等の拡大と充実を求める請願書について、反対の立場で討論させていただきます。

今回の請願について、市民からの意見を出されるのはとてもよいことだと私は思います。今回の紹介議員は、現在広報特別委員会に見えて、なぜその広報特別委員会のときにこのように提案されてなかったか、とても残念です。現在、私も委員会の中に入って、昨年からのインターネットの動画について現在話し合っている途中でございます。

このように請願者が出されてみえますが、大変請願者には失礼でございますが、今協議をしておりますので、今回の請願に対しては反対させていただきます。

**○議長（島田 浩君）**

次に、3番・佐藤信男議員、どうぞ。

**○3番（佐藤信男君）**

それでは、請願第1号：議会放映等の拡大と充実を求める請願書について、反対の立場で討論をいたします。

請願事項として1. 議会内で行われる全ての会議についてインターネット等で動画を同時配信及び録画配信すること、2. 議会内で行われる全ての会議について、配付資料を含む会議録をインターネット等で公開すること、3. 会議録は検索システムを整備し、住民が閲覧しやすい環境を整えることの3点が記載されております。

今の市の状況を考えれば、実施は非常に困難であると考えます。まず財源確保にあります。行政の推進において、財源が無限にあるわけではありません。市の財政状況は皆様が御承知の

とおりであり、歳出の増額には厳しい状況が想定されます。

次に、費用対効果の点から考えても、請願事項を実施して本当に効果が出るのだろうか、甚だ疑問に感じます。

また、請願の趣旨にあります開かれた議会を実現するためには、インターネット環境だけに求めるだけでなく、それ以外の施策の実施方法も模索、検討するべきではないかと考えます。もう少し広い視野から物事を考えるべきだと考えます。

次に、請願の理由であります。近隣の弥富市を初めとする数多くの自治体で採用されていますと紹介がありました。議会でタブレットの導入の勉強を始めたときには、いろんな研修をしました。その中で、先進地の視察研修を何度も行いました。近隣の市町をはじめ、県内の先進地にも足を運びました。そういったことは御承知のとおりであると認識をしております。行政を進めるに当たって、法律や理論、資料だけではいけないと考えます。やはり現場を把握することも大切だと思います。ですから、実際の現場でどこの市町がどのように進めているのかを把握することこそが非常に大事な業務であると考えます。

今回の請願に関しては、もう少し広い視野で物事を考えるべきであるということと、先進地の現場で、つまりどこの市町がどのように進めているかを把握することが大切であると考えます。

以上のことから、今回の請願に関しては賛成することができません。以上で反対討論とします。

#### ○議長（島田 浩君）

次に、5番・高松幸雄議員、どうぞ。

#### ○5番（高松幸雄君）

請願第1号：議会放映等の拡大と充実を求める請願書について、反対の立場で討論をさせていただきます。

まず初めに、先ほど吉川議員からありましたことに対して、弁明をさせていただきたいと思っております。私は、憲法について触れているということは一言も言っておりません。私の見解を委員会で述べさせていただいたのみでありますので、その点をお伝えさせていただきたいと思っております。

その上で、私の考えとして、請願は地方公共団体の長、そのほか行政委員会に対し措置を要求したい場合に議会を通じて提出するものと思っております。一方、対象範囲についても規定されていませんので、要件が整っていれば議会の場で審議するべきであるものということは十分に認識はしておりますので、市民の方がいろんな考え方があることは自由であり尊重すべきであるとは考えております。

しかしながら、私であれば今回のような案件については、議員自らが市民の代表の立場として広報特別委員会や活性化協議会などで提案して議会全体で検討すべきものであると思っておりますので、請願者に対しては丁寧に説明して、紹介議員となることは私でしたらいたしませんでした。

また、会議規則の142条には、請願を採択した場合は対象となる機関に対し処理の経過及び結果報告を請求することもできるということが定められている重い判断となると考え、今回の請願事項3件を決定したと誤解を招くことになるというふうに思います。

したがって、今回の案件については、議会自らが今回の方向を検討すべき内容であると思いますので、採択すべきではないと考え、反対討論とさせていただきます。以上です。

○議長（島田 浩君）

次に、1番・馬淵紀明議員、どうぞ。

○1番（馬淵紀明君）

請願第1号：議会放映等の拡大と充実を求める請願書について、反対の立場で討論いたします。

議会が愛西市自治基本条例や愛西市議会基本条例に基づき情報を公開し、説明責任を果たすということは大変重要であるとは思いますが。議会のインターネット等での動画配信も大変いいことではあると思いますが、この放映に係る費用は市民の方の税金であります。幾らぐらい放映料がかかるのか、またそれに伴い職員の手間等も出てくると考えます。

また、請願事項には全ての会議について録画配信とされています。現在、愛西市議会の議会中継は一般質問のみ、クローバーテレビでの録画配信となっています。この録画配信の予算は、今年度ですが138万6,000円で、全て一般財源、これも市民の方の税金であるところです。まずは一般質問のみの市のホームページ上の動画配信からスタートするなど、段階的に進めていくことがいいのではないかと考えています。

そういったことを十分に議員の皆さんや理事者側と協議をして、しっかりと予算化をし、市民の皆様にお示ししていくことが先ではないかと思しますので、今回の請願には時期尚早と思いい反対いたします。

○議長（島田 浩君）

他に御意見はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、請願第1号を採決いたします。

請願第1号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ありがとうございます。起立少数であります。よって、請願第1号は不採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・総務文教委員会の閉会中の継続審査について

○議長（島田 浩君）

次に、日程第18・総務文教委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

総務文教委員長から所管事務について、会議規則第109条の規定により、閉会中に継続審査

を要する旨の申出書の提出がありました。

お諮りいたします。

〔「議長、動議です」の声あり〕

吉川議員。

○6番（吉川三津子君）

この情報公開の関係の請願について、討論をしたいのでお諮りいただきたいと思います。まずその動議の理由を述べないといけないと思うので、述べさせていただきます。

この情報公開の関係では、高松議員からは、先ほど言った憲法、地方自治法が分からないので継続審査にしたい。そして、議会が地方自治体の一部であるということも吉川議員個人的な感想だということ、16条で国や公共団体に述べるものではないんだということの継続審査の提案がされました。このことに対し、佐藤議員のほうからは、自治法とか憲法とかが出ているのでもう少し勉強しなければならないかなあと、事例もみよし市しか示されていない。石崎議員のほうからは、私がホームページ等でこういった運用マニュアルが載っているということを示したので、そういったことも調べなければならないといった継続審査の理由が出ております。

私も本日決めるに当たって、きちんと討論をさせていただきたいのでよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（島田 浩君）

賛成者がお見えになりますでしょうか。

〔「賛成です」の声あり〕

ほかはよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

ただいま吉川議員から、総務文教委員会閉会中の継続審査に対する討論の動議が提出されました。この動議は1名以上の賛成者があるということで成立いたします。

総務文教委員会閉会中の継続審査に対する討論の動議を議題として採決いたします。

この動議のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ありがとうございます。起立少数であります。よって、総務文教委員会閉会中の継続審査に対する討論の動議は否決されました。

それでは、お諮りいたします。総務文教委員長からの申出のとおり、所管事務について、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

今、異議ありという言葉が発せられました。異議あるということですので、こちらも採決をいたします。

総務文教委員長からの申出のとおり、所管事務について閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ありがとうございます。起立多数であります。よって、総務文教委員長からの申出のとおり、所管事務について、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○議長（島田 浩君）

次に、日程第19・議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から所管事務について、会議規則第109条の規定により、閉会中に継続審査を要する旨の申出書の提出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申出のとおり、所管事務について、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申出のとおり、所管事務について、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・議会広報特別委員会の閉会中の継続審査について

○議長（島田 浩君）

次に、日程第20・議会広報特別委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会広報特別委員長から所管事務について、会議規則第109条の規定により、閉会中に継続審査を要する旨の申出書の提出がありました。

お諮りいたします。議会広報特別委員長からの申出のとおり、所管事務について、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議会広報特別委員長からの申出のとおり、所管事務について、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（島田 浩君）

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

閉会の前に、市長から発言を求められておりますので許可いたします。

○市長（日永貴章君）

それでは、6月定例議会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

5月28日よりお願いをしておりました本定例会でございますが、専決処分事項の承認、条例改正、補正予算など、また本日追加上程をさせていただきました3件を併せ、全議案につきまして議員各位におかれましては慎重な御審議をいただき、また御議決を賜りまして誠にありがとうございました。各議案につきましては、審議内容を十分に踏まえ、適切に対応してまいります。いただいた御意見などにつきましても、今後の市政運営に生かしていきたいと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、市民生活の支援、感染拡大防止対策に取り組んでまいりますので、議員各位におかれましては今後も御理解、御協力をお願いいたします。

さて、愛知県において新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言が解除をされましたが、県内の一部地域では蔓延防止等重点措置の規制が取られております。新型コロナウイルス感染症の拡大防止として有効な手段は、お一人お一人の基本的な感染症対策とワクチン接種が終息の鍵であると言われております。

愛西市の新型コロナウイルスワクチンの接種状況につきましては、基礎疾患を有する方や高齢者施設等の従事者へ順次接種券の発送を進めております。今後も接種を希望される全ての方々が安心して円滑に接種が受けられますよう、国・県との連携を密にし、医療機関をはじめ関係機関の御協力をいただき進めていきたいと考えておりますので、議員各位、市民の皆様方の御理解と御協力をお願いいたします。

さて、先月、この地方では例年より早い梅雨入りとなりました。また、大雨による災害が発生しやすい時期でもあります。新型コロナウイルス感染症にも対応した各種防災対策の体制で臨んでいかなければならないと考えております。

結びに、議員各位におかれましては、暑さ対策など体調管理に十分に御留意をいただき、それぞれの立場で御活躍されることを御祈念申し上げ、閉会の御挨拶に代えさせていただきます。誠にありがとうございました。

**○議長（島田 浩君）**

これにて令和3年6月愛西市議会定例会を閉会いたします。

午後0時22分 閉会



この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

愛西市議会  
議長

島田 浩

会議録署名議員  
第18番議員

河合 克平

会議録署名議員  
第1番議員

馬 淵 紀 明